



三重県公報

令和6年3月26日 (火)

第 501 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
16	老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(長寿介護課)	3
17	三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(担い手支援課)	3
18	三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	4
19	三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則	(建設業課)	4
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-1 (三重県職員退職手当支給条例施行規則)の一部を改正する規則	(人事委員会)	5
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則	(同)	6
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則)の一部を改正する規則	(同)	9
人 事 委 ・ 教 育 委 規 則			
1	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	11
告 示			
203	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	12
204	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	16
205	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	17
206	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	17
207	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	17
208	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	17
209	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	17
210	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	18
211	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	18
212	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	18
213	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	18
214	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	18
215	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	19
216	多重債務者相談連携システム運用状況調査の実施	(くらし・交通安全課)	19

217	消費生活相談等状況調査の実施	(くらし・交通安全課)	19
218	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	20
219	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	20
220	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	(新産業振興課)	21
221	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	21
222	同件	(同)	22
223	同件	(同)	22
224	同件	(同)	22
225	同件	(同)	23
226	同件	(同)	23
227	同件	(同)	23
228	同件	(同)	24
229	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図面の縦覧	(河 川 課)	24
230	知事が水防警報を発する河川の区域の指定	(施設災害対策課)	24
231	地方自治法施行令第158条第1項の規定により委託した物品売払代金の収納事務の解除	(総 合 博 物 館)	25
232	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教 育 委 員 会)	25
訓 令			
1	建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程	(人事課・教育委員会・企業庁)	26
公 告			
	予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師	(感 染 症 対 策 課)	28
	同件	(同)	36
	予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師の承諾の撤回	(同)	40
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	42
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	42
	令和6年度前期技能検定試験の実施	(障がい者雇用・就労促進課)	42
	令和6年度随時技能検定試験の実施	(同)	45
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	48
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	48
	建設業者の営業所の所在地が確知できない旨	(建 設 業 課)	48
	都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	(下 水 道 事 業 課)	48
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	48
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(病 院 事 業 庁)	49

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十六号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成五年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七号様式の一及び第八号様式の一中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十七号

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

三重県農業大学校条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第2条関係） 養成科2年課程						別表（第2条関係） 養成科2年課程					
区分		科目		時間数	単位数	区分		科目		時間数	単位数
共通科目	専門科目	(略)	(略)	(略)	(略)	共通科目	専門科目	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			選択科目 目A	農業と福祉		
		(略)	(略)	(略)	(略)				生物工学		
		(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			選択科目 目B	溶接技能者（ガス、アーク）		
		(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
養成科1年課程						養成科1年課程					
区分		科目		時間数	単位数	区分		科目		時間数	単位数
共通科目	専門科目	(略)	(略)	(略)	(略)	共通科目	専門科目	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			選択科目 目	溶接技能者（ガス、アーク）		
		(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

附 則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日の前日に三重県農業大学校に在籍し、この規則の施行の日以後に引き続き三重県農業大学校に在籍する養成科二年課程の者の科目及びその時間数並びに単位数については、この規則による改正前の「生物工学」の科目を履修した者にあつては改正後の選択科目Aの相当単位数の科目を、「溶接技能者（ガス、アーク）」の科目を履修した者にあつては改正後の「溶接（ガス、アーク）」の科目をそれぞれ履修したものとみなす。

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十八号

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立自然公園条例施行規則（昭和三十二年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十条 条例第十六条第九項第五号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>七の二 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和三十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和三十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>八〜二十二の五（略）</p> <p>二十二の六 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>二十二の七〜二十六（略）</p> <p>二十六の二 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十六の二の二〜三十一（略）</p>	<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十条 条例第十六条第九項第五号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>七の二 <u>漁港漁場整備法</u>（昭和三十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和三十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>八〜二十二の五（略）</p> <p>二十二の六 <u>漁港漁場整備法</u>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>二十二の七〜二十六（略）</p> <p>二十六の二 <u>漁港漁場整備法</u>第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十六の二の二〜三十一（略）</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十九号

三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則

三重県建設工事執行規則（昭和三十九年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(最低制限価格) 第十二条 工事の契約に係る競争入札における最低制限価格は、会計規則第六十六条第二項の規定にかかわらず、予定価格の十分の七・五以上の範囲で設ける価格とする。	(最低制限価格) 第十二条 工事の契約に係る競争入札における最低制限価格は、会計規則第六十六条第二項の規定にかかわらず、予定価格の十分の七以上の範囲で設ける価格とする。

附 則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の三重県建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては適用しない。

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表（第七条関係） イ（略） ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	別表（第七条関係） イ（略） ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三号区分</td> <td>一～四 (略) 五 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 六 (略)</td> </tr> <tr> <td>第四号区分</td> <td>一～五 (略) 六 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 七 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	第三号区分	一～四 (略) 五 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 六 (略)	第四号区分	一～五 (略) 六 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 七 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三号区分</td> <td>一～四 (略) 五 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 六 (略)</td> </tr> <tr> <td>第四号区分</td> <td>一～五 (略) 六 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 七 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	第三号区分	一～四 (略) 五 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 六 (略)	第四号区分	一～五 (略) 六 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 七 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)																
第三号区分	一～四 (略) 五 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 六 (略)																
第四号区分	一～五 (略) 六 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 七 (略)																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
第三号区分	一～四 (略) 五 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 六 (略)																
第四号区分	一～五 (略) 六 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 七 (略)																
(略)	(略)																

様式第一中「条例附則第23項」を「条例附則第5項」に改め、

調	據	額	(B又はC)	円	D
---	---	---	--------	---	---

条例附則第2項適用	(A+D)と施行日前日額のいずれか多い方	円 E
条例附則第4項適用	第 号 該当 E - 円 = 円	

を

調整額	(B又はC)	円 D
-----	--------	-----

に改める。

様式第二の二の三中「三重県知事」を「任命権者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県職員退職手当支給条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づき交付された受給期間延長等通知書は、改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定に基づいて交付された受給期間延長等通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事部 本庁	(略)	(略)	知事部 本庁	(略)	(略)
局	次長（任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。） 参事 コンプライアンス総括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監 医療政策総括監 子ども政策総括監 児童虐待対策総括監	五種	局	次長（任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。） 参事 コンプライアンス総括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 大平洋・島サミット推進総括監 医療政策総括監 子ども政策総括監	五種

		廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営 総括監 工事検査総括監 (略)	(略)
		課長（任用規則別表 に規定する課長級の 職にあつては、人事 委員会が別に定める ものに限る。） 担当課長（人事委員 会が別に定めるもの に限る。） コンプライアンス・ 労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプ ロジェクト推進監 プロモーション推進 監 人権・危機管理監 コンビナート防災監 へき地医療総括監 地域共生社会推進監 人権監 消費生活監 土砂対策監 農林水産政策・輸出 促進監 建設企画監 建築審査監 検査監 会計支援監 (略)	十種 (略)
地域	(略)	(略)	(略)
機関	その他	(略)	(略)
		地域機関の長（任用 規則別表に規定する 次長級の職にあるも のに限る。） 参事 児童相談センター所	五種

		廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営 総括監 G7 交通大臣会合推 進プロジェクト総括 監 工事検査総括監 (略)	(略)
		課長（任用規則別表 に規定する課長級の 職にあつては、人事 委員会が別に定める ものに限る。） 担当課長（人事委員 会が別に定めるもの に限る。） コンプライアンス・ 労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプ ロジェクト推進監 プロモーション推進 監 太平洋・島サミット 推進監 人権・危機管理監 コンビナート防災監 へき地医療総括監 地域共生社会推進監 人権監 消費生活監 土砂対策監 農林水産政策・輸出 促進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 会計支援監 (略)	十種 (略)
地域	(略)	(略)	(略)
機関	その他	(略)	(略)
		地域機関の長（任用 規則別表に規定する 次長級の職にあるも のに限る。） 参事 児童相談センター所	五種

		斎宮歴史博物館長 中央農業改良普及センター所長 中央家畜保健衛生所長 (略)	(略)
		女性相談支援センター所長 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、五種)	(略)
		地域機関の長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるものに限る。) 副局長 副所長(任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。) 室長(任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。) 精度管理監 子ども心身発達医療センターの副センター長、管理部長、医療部長、看護部長及び発達総合支援部長 総合博物館副館長 研究管理監 林業人材育成推進監 技術管理監 (略)	十種 (略)
(略)			(略)
(略)	(略)		(略)
		斎宮歴史博物館長 中央農業改良普及センター所長 中央家畜保健衛生所長 (略)	(略)
		女性相談所長 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、五種)	十種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、五種)
		地域機関の長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるものに限る。) 副局長 副所長(任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。) 室長(任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。) 精度管理監 児童相談センター室長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 子ども心身発達医療センターの副センター長、管理部長、医療部長、看護部長及び発達総合支援部長 総合博物館副館長 研究管理監 林業人材育成推進監 技術管理監 (略)	十種 (略)
(略)			(略)
(略)	(略)		(略)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係） イ 行政職給料表				別表（第二条関係） イ 行政職給料表			
組織	職務の級	基準となる職務	職名	組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	3級	1から3まで	船長 機関長 講師 監査主査 <u>監査主任</u> 研修主事 書記（任用規則別表に規定する主査級の職にあるものに限る。）	知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局	3級	1から3まで	船長 機関長 講師 監査主査 研修主事 書記（任用規則別表に規定する主査級の職にあるものに限る。）
		(略)	(略)			(略)	(略)
労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	6級	1から4まで	担当課長 担当室長 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する事務長 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 書記長（任用規則別表に規定す	労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	6級	1から4まで	担当課長 担当室長 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する事務長 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 書記長（任用規則別表に規定す
		(略)	(略)			(略)	(略)

		る課長級の職にあるものに限る。) 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 プロモーション推進監 人権・危機管理監 専門監 コンビナート防災監 地域共生社会推進監 人権監 消費生活監 土砂対策監 農林水産政策・輸出促進監 林業人材育成推進監 教授 建設企画監 建築審査監 検査監 技術管理監 会計支援監 政策法務監 調整監 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監			る課長級の職にあるものに限る。) 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 プロモーション推進監 太平洋・島サミット推進監 人権・危機管理監 専門監 コンビナート防災監 地域共生社会推進監 人権監 消費生活監 土砂対策監 農林水産政策・輸出促進監 林業人材育成推進監 教授 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 技術管理監 会計支援監 政策法務監 調整監 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
7 級	1 及び 2	行政組織規則第 19 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）		7 級	1 及び 2	行政組織規則第 19 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）

		コンプライアンス総括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト 総括監 プロモーション総括監			コンプライアンス総括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト 総括監 プロモーション総括監 太平洋・島サミット推進総括監
		交通政策総括監 危機管理地域統括監 子ども政策総括監 児童虐待対策総括監 廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括監			危機管理地域統括監 子ども政策総括監 廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括監 G7 交通大臣会合推進プロジェ クト総括監 工事検査総括監 総括市町教育支援・人事監
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)			備考	(略)
ロ～ハ	(略)			ロ～ハ	(略)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人 事 委 規 則
教 育 委

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第十一條の二関係） くき地学校級別指定表		別表第二（第十一條の二関係） くき地学校級別指定表	
学校名	級別区分	学校名	級別区分
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	一 級	(略)	一 級
南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校		(略)	
熊野市五郷学校給食共同調理場		南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校	

健康 (監)	健康 (監)
--------	--------

附 則

この報知は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 203 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表に次のように加える。

14	国民健康保険産前産後保険料負担金	国民健康保険における出産する被保険者の保険料（税）負担の軽減を図る。	保険者（市町）が実施する出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料（税）及び所得割保険料（税）の免除措置等に要する経費	別に定める。	市町
----	------------------	------------------------------------	---	--------	----

別表 1(3)の表中第 38 号の項を削り、第 39 号の項を第 38 号の項とし、第 40 号の項から第 44 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 45 号の項（C）の欄を次のように改め、同項を第 44 号の項とする。

- | | |
|---|--|
| 1 | がん患者ががん治療による外見変貌を補完するためのウィッグや胸部補正具等の購入費 |
| 2 | 市町が実施する、がん患者ががん治療による外見変貌を補完するための全頭用ウィッグや胸部補正具等の購入費に対する補助に要する経費 |

別表 1(3)の表中第 46 号の項を第 45 号の項とし、同表に次のように加える。

46	遠隔病理診断設備整備事業補助金	希少がん等の病理診断として遠隔での支援を可能とすることを目的とする。	遠隔での病理診断の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	別に定める。	別に定める。
47	A Y A 世代のがん患者に対する在宅療養支援補助金	A Y A 世代のがん患者に対する在宅療養費の支援を目的とする。	介護保険の対象とならない末期のがん患者が在宅療養を行うために必要となる訪問介護・入浴、福祉用具貸与及び福祉用具購入等に要する経費	別に定める。	別に定める。
48	医療 D X 基盤整備事業補助金	県内における医療機関間の医療情報連携を切れ目なく効果的・効率的に進めるため、次世代の医療 D X の基盤整備の支援を目的とする。	病院間や医療従事者間で患者の情報共有を円滑に行うための本人認証のオンライン基盤を構築し、遠隔ネットワークシステムや医療用クラウドを活用できる環境整備に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(4)の表に次のように加える。

28	介護職員処遇改善支援補助金	介護職員の処遇改善を図る。	介護職員の収入を引き上げるための措置実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	---------------	---------------	----------------------------	--------	--------

別表 1(5)の表中第 12 号の項（C）の欄を次のように改める。

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 別に定める県内企業等が健康経営を加速させる取組に要する経費 |
|---|-------------------------------|

別表 1(6)の表中第 3 号の項を削る。

別表 1(8)の表中第 1 号の項から第 3 号の項までを削り、第 4 号の項を第 1 号の項とし、第 5 号の項を第 2 号の項とする。

別表 1(9)の表中第 31 号の項を削り、第 32 号の項を第 31 号の項とし、第 33 号の項を第 32 号の項とし、同表

に次のように加える。

33	看護補助者処遇改善事業補助金	看護補助者の処遇改善を図る。	看護補助者の収入を引き上げるための措置実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
34	研修病院等見学支援事業補助金	県内で臨床研修・専門研修を開始する医師の増加を図る。	臨床研修・専門研修を行う医療機関の見学を行うために要する経費	別に定める。	別に定める。
35	地域赴任医師定着支援事業補助金	医師少数区域等で勤務する医師の確保・定着を図る。	転居・住居確保に係る費用及び医師少数区域等で十分な研鑽を行うために要する費用	別に定める。	別に定める。
36	へき地オンライン診療体制整備事業補助金	へき地におけるオンライン診療の普及を図る。	オンライン診療の導入に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
2	地域災害拠点病院施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
3	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円)以上の機械及び器具
4	災害医療提供体制推進事業費補助金		—
5	医療施設耐震化整備促進事業費補助金		減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間
6	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円)以上の機械及び器具
7	ドクターヘリ改修支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	—
8	医療施設施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
9	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円)以上の機械及び器具
10	心電図伝送システム整備補助金	厚生労働省告示に	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
11	病床機能分化推進基盤整備事業補助金		—
12	人工腎臓装置不		交付対象事業により取得し、又は効用

	足地域設備整備事業補助金	定められている処分制限期間に相当する期間	の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
13	医療施設設備整備費補助金		
14	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
15	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
16	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
17	がん診療設備整備費補助金		
18	地域医療体制基盤整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
19	内視鏡訓練施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
20	がん遠隔手術支援等環境整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
21	脳卒中・心臓病等総合支援センター運営補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	
22	遠隔病理診断設備整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
23	医療 D X 基盤整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
24	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
25	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産
26	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
27	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
28	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
29	新型コロナウイルス感染症緊急		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円

	包括支援事業（介護分）		（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産	
30	三重県病床転換事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円（補助事業者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物	
31	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産	
32	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具	
33	三重県口腔ケア活動支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間		
34	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金			
35	三重とこわか健康経営促進補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産	
36	三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産	
37	三重県感染症指定医療機関施設・設備整備事業費等補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具	
38	三重県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（法人格を有する団体等にあつては 30 万円）以上の財産	
39	新型コロナウイルス院内感染防止対策等補助金			
40	三重県新型コロナウイルス感染症医療機関等支援事業補助金			
41	三重県新型コロナウイルス感染症療養者支援事業補助金			
42	新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入体制確保事業補助金			
43	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる職域接種補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産	
44	PCR 等検査無料化事業補助金		大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産

45	三重県地域医療再生事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
46	三重県看護師宿舎施設整備費補助金		—
47	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金		—
48	三重県看護師等養成所施設整備費補助金		—
49	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
50	三重県病院内保育所施設整備費補助金		—
51	医師官舎整備事業補助金		—
52	I C Tを活用した地域医療連携支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
53	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金		
54	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金		
55	地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
56	周産期新生児科指導医育成事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
57	麻酔科専門医等育成事業補助金		
58	へき地オンライン診療体制整備事業補助金		
59	子育て医師等復帰支援事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 204 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
-----------	--------	---------	------	-------	---------

2470302197	特別養護老人ホームかがやきの杜鈴鹿	鈴鹿市国府町 3894	社会福祉法人かがやき福祉会	令和 6 年 2 月 8 日	短期入所生活介護
------------	-------------------	-------------	---------------	-------------------	----------

三重県告示第 205 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470302197	特別養護老人ホームかがやきの杜鈴鹿	鈴鹿市国府町 3894	社会福祉法人かがやき福祉会	令和 6 年 2 月 8 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 206 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
イオン薬局鈴鹿白子店	鈴鹿市白子駅前 3-1	令和 6 年 3 月 1 日
くわな桜通り歯科	桑名市桜通 41-1	令和 6 年 2 月 1 日

三重県告示第 207 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
かめやま心身クリニック	亀山市栄町 1488-160	令和 6 年 1 月 31 日
よしだ眼科	津市河芸町東千里 260-3	令和 6 年 1 月 31 日
高須整形外科	伊勢市御菌町長屋溝畑 2107-1	令和 5 年 12 月 24 日
スマイル歯科	四日市市三重 1 丁目 2 メインセンター内	令和 5 年 11 月 24 日

三重県告示第 208 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	令和 6 年 2 月 1 日

三重県告示第 209 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
瀧原診療所	度会郡大紀町滝原 1516-3	令和 6 年 2 月 10 日
小林歯科医院	津市藤方 1592-5	令和 6 年 2 月 6 日

三重県告示第 210 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
古橋歯科	四日市市楠町北五味塚 2042-2	令和 6 年 2 月 1 日
駒田歯科医院	津市安東町字足入 2071-2	令和 6 年 2 月 7 日

三重県告示第 211 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
イオン薬局鈴鹿白子店	鈴鹿市白子駅前 3-1	令和 6 年 3 月 1 日
くわな桜通り歯科	桑名市桜通 41-1	令和 6 年 2 月 1 日

三重県告示第 212 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
かめやま心身クリニック	亀山市栄町 1488-160	令和 6 年 1 月 31 日
よしだ眼科	津市河芸町東千里 260-3	令和 6 年 1 月 31 日
高須整形外科	伊勢市御菌町長屋溝畑 2107-1	令和 5 年 12 月 24 日
スマイル歯科	四日市市三重 1 丁目 2 メインセンター内	令和 5 年 11 月 24 日

三重県告示第 213 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	令和 6 年 2 月 1 日

三重県告示第 214 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
-----------	-----	-------

瀧原診療所	度会郡大紀町滝原 1516-3	令和6年2月10日
小林歯科医院	津市藤方 1592-5	令和6年2月6日

三重県告示第 215 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
古橋歯科	四日市市楠町北五味塚 2042-2	令和6年2月1日
駒田歯科医院	津市安東町字足入 2071-2	令和6年2月7日

三重県告示第 216 号

多重債務者相談連携システム運用状況調査を次のとおり実施します。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査の目的
多重債務者相談連携システムの運用状況を把握することにより、多重債務者対策のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査期間
令和6年3月27日（水）から同年4月19日（金）まで
- 3 調査対象者
県内の市町、消費生活センター、社会福祉協議会及び財務事務所
- 4 調査の方法
オンライン調査
- 5 調査の主な内容
多重債務相談件数とその内訳（多重債務者相談連携システム、調査団体独自の無料相談・困りごと相談等、その他機関紹介、問い合わせのみ等）

三重県告示第 217 号

消費生活相談等状況調査を次のとおり実施します。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査の目的
県内各市町の消費生活相談実績等を把握し、今後の消費生活相談の体制等を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査期間
令和6年3月27日（水）から同年4月19日（金）まで
- 3 調査対象者
県内の市町（広域連合を含む。）
- 4 調査の報告者
県内の市町（広域連合を含む。）
- 5 調査の方法
オンライン調査
- 6 調査の主な内容
 - (1) 令和5年度消費生活相談件数とその内訳（助言、あっせん、その他）
 - (2) 令和6年度相談員配置状況
 - (3) 令和5年度消費者啓発事業等の実施状況

三重県告示第 218 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和元年 9 月 2 日 第 73 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社堀川商店	代表取締役 堀川 紘一郎	三重県伊賀市上野恵美須町 1606 番地

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
堀川 典章	玄米	K242023633
梶原 正明	玄米	K242023634

三重県告示第 219 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 5 年三重県告示第 227 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																				
<p>第 2 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 47.5 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td>21.4 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>7.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td>4.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>14.6 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	21.4 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	7.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	14.6 トン	<p>第 2 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 47.5 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td>20.9 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>8.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td>4.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>14.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	20.9 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	8.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	14.1 トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	21.4 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	7.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	14.6 トン																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	20.9 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	8.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	14.1 トン																				
<p>第 3 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 33.3 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td>11.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td>22.3 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	11.0 トン	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	22.3 トン	<p>第 3 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 33.3 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td>12.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td>21.3 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.0 トン	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	21.3 トン								
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	11.0 トン																				
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	22.3 トン																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.0 トン																				
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	21.3 トン																				

三重県告示第 220 号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成 30 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料			1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料		
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
低速回転・低速送り切断機	(略)	(略)	低速回転・低速送り切断機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	粒度分布測定装置	370	270
小型製粉機	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	小型製粉機	(略)	(略)
小型回転式打錠機	(略)	(略)	携帯型近赤外分光計	370	30
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	小型回転式打錠機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	フェリノグラフ	370	850
(略)	(略)	(略)	近赤外分光計	370	390
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 工業研究所金属研究室の設備等の使用料			2 工業研究所金属研究室の設備等の使用料		
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
自動引張試験システム	(略)	(略)	自動引張試験システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	精密万能材料試験機	370	1,040
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料			3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料		
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
S i C 発熱体小型電気炉	(略)	(略)	S i C 発熱体小型電気炉	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	タイル切断機	370	280
逆流式高速混合機	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	逆流式高速混合機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	トロンメル (50 k g)	370	150
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)			4 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

三重県告示第 221 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
J A 松阪黒部総合センター
松阪市東黒部町天神 1 番地
 - 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 222 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A コープうれしの店
松阪市嬉野中川新町四丁目 156 番地
 - 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 223 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ UNY 嬉野店
松阪市嬉野中川新町 4 丁目 205 番地
 - 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 224 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ松阪三雲店

- 松阪市市場庄町 1266 番の 1
- 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 225 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ UNY 星川店
桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆
 - 2 桑名市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 226 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊賀上野西店
伊賀市服部町尾崎 1818 番地 1 ほか 14 筆
 - 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 227 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊賀上野店
伊賀市服部町尾崎 1788 番地 ほか 33 筆
- 2 伊賀市から聴取した意見

意見無し

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年3月26日から同年4月26日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 228 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エーコーブ青山店
伊賀市阿保 464 番 ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 229 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、二級河川船津川水系往古川右岸堤防と町道中里 10 号線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 河川の名称
二級河川船津川水系往古川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
二級河川船津川水系往古川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
北牟婁郡紀北町中里字阿曾野 47 番 1 地先
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 紀北町長 尾上壽一
北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1
- 5 管理の内容
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
令和 6 年 3 月 13 日から道路の存続する日まで

三重県告示第 230 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 16 条第 4 項の規定により、知事が水防警報をしなければならない河川の区域を次のとおり追加指定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

河川名	左右岸	区 域	延長	所轄建設事務所	担当水防管理団体名

	の 別		(m)		指定の有無	団体名
					五十鈴川	左
	右	伊勢市宇治館町から同市楠部町まで	2,200			

三重県告示第 231 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により委託した物品売払代金の収納事務については、次のとおり解除しました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 物品売払代金の収納事務の内容
M i e M u 図録売払代金の収納事務
- 2 委託先
東京都豊島区池袋本町 3-31-15
株式会社 東京美術
- 3 解除の日
令和 6 年 2 月 29 日

三重県告示第 232 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表第 3 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

体育大会負担（補助）金	学校体育・スポーツを普及及び振興することにより、生徒の心身の健全な発達を図る。	三重県高等学校総合体育大会、三重県中学校総合体育大会、東海高等学校総合体育大会、東海中学校総合体育大会、東海地区盲学校体育大会及び東海地区聾学校体育大会の開催に要する経費
-------------	---	---

別表第 1 の表第 4 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

全国中学校体育大会中学生大会派遣費補助金	中学校体育連盟が主催する全国大会へ中学生を派遣することにより、スポーツ水準の向上を図る。	中学校体育連盟が主催する全国大会へ中学生を派遣するために要する経費
----------------------	--	-----------------------------------

別表第 1 の表第 5 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

全国・ブロック高等学校等体育大会高校生等大会派遣費補助金	高等学校体育連盟等が主催又は共催する全国・ブロック大会に高校生等を派遣することにより、スポーツ水準の向上を図る。	高等学校体育連盟等が主催又は共催する全国・ブロック大会に高校生等を派遣するために要する経費
------------------------------	--	---

別表第 1 の表第 6 号の項（A）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

全国・ブロック体育大会地域スポーツ団体引率者大会派遣費補助金	中学校体育連盟が主催する全国・ブロック大会への引率に係る旅費を地域スポーツ団体に補助することで、地域スポーツ活動の発展と充実、運動部活動の地域移行の推進を図る。	中学校体育連盟が主催する全国・ブロック大会に出場する生徒の参加に係る地域スポーツ団体の引率者を派遣するために要する経費	教育長が別に定める。	三重県中学校体育連盟
--------------------------------	--	---	------------	------------

別表第 1 の表第 15 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

幼稚園等の教育に係る資料の電子化に必要な I C T 環境の整備を行うことにより、幼児教育の質の向上を図る。	教育に係る資料の電子化に必要な I C T 環境整備に要する経費
--	----------------------------------

別表第1の表第24号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改める。

公立学校情報機器整備事業費補助金	公立小中学校の1人1台端末の更新を進め、整備することにより、児童生徒の学習活動の一層の充実と学びの保障等を図る。	公立小中学校における1人1台端末の更新に係る経費
------------------	--	--------------------------

別表第1の表に次のように加える。

25	フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業補助金	経済的な事情により学びを継続する機会を逸さないよう、県内のフリースクールで学ぶ子どもを支援する。	フリースクールの利用料に係る経費	教育長が別に定める。	県内公立小中学校及び県立学校に在籍する児童生徒、県立学校を中退した者及び県内公立中学校を卒業後進路未決定者のうち、別に定める要件を満たすもの
26	部活動の地域移行スタートアップ補助金	市町における部活動の地域連携・地域移行に係る取組の推進を図る。	市町において実施する、部活動の地域連携・地域移行に係る事業に要する経費	教育長が別に定める。	市町及び一部事務組合
27	高等学校活性化事業移動費支援補助金	生徒の移動等に係る経費を補助することにより、県立南伊勢高等学校度会校舎における協働的な学びの機会を確保し、教育活動の活性化を図る。	移動等に係る経費	教育長が別に定める。	県立南伊勢高等学校南勢校舎に在籍する者のうち、別に定める要件を満たすもの

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

三重県訓令第1号

教委訓第1号

三重県企業庁訓令第1号

庁中一般及び地域機関
局中一般及び地域機関
庁中一般及び各事業所

建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程を次のように定める。

令和6年3月26日

三重県知事 一 見 勝 之
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸
三重県企業庁長 山 口 武 美

建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、建設工事等の発注事務に関し、職員の綱紀保持に必要な事項及び事業者等から職員に対する不当な働きかけがあった場合の対応に必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、発注事務の公正性及び透明性の一層の向上を図ることにより、県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託をいう。

(2) 発注事務

建設工事等の入札参加資格の審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査、支払い並びに契約履行状況の確認及び評価その他の建設工事等の発注全般に係る事務をいう。

(3) 入札参加資格業者

建設工事等の入札の参加資格のある事業者（役員、使用人、代理人その他これに準ずる者を含む。）をいう。

(4) 事業者等

入札参加資格業者並びに知事部局、企業庁及び教育委員会事務局における建設工事等の発注事務について利害関係を有する者（「文書によらない要望等に関する取扱要領」に規定する一定の公職にある者等を除く。）をいう。

(5) 職員

知事部局、企業庁及び教育委員会事務局に所属する職員をいう。

(6) 発注事務担当職員

発注事務を担当する職員（決裁者及び決裁を受けるまでに審査する者を含む。）をいう。

(7) 所属長

本庁の課長、地域機関及び事業所の長をいう。

(8) 不当な働きかけ

発注事務に関し、職員に対する公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げる要求行為をいう。

- ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
- ③ 非公開又は公開前の予定価格、低入札価格調査の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点（これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。）に関する情報漏えい要求行為
- ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

(9) 要求行為

陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わない意思表示をいい、次に掲げるものを除く。

- ① 入札公告等に基づく設計図書に関する質問
- ② 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等
- ③ 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
- ④ 法令等により認められた権利の行使

（職員のコンプライアンス）

第3条 職員は、関係法令及び「三重県職員倫理規程」を遵守しなければならない。

2 所属長は、職員に対し、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等の充実に努めなければならない。

（発注事務に関する秘密の保持）

第4条 発注事務担当職員は、公開前の予定価格等その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。

2 発注事務担当職員は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある職員以外の者に教示してはならない。

3 発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等の保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付し（電磁的方法によるものを含む。）、その他これらに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長又は上位の職にある者の承諾を得た場合は、この限りではない。

4 発注事務担当職員は、発注事務の一部を他の者に委託する場合には、委託中における発注事務に関する情報の適切な管理、秘密の漏えいの防止等のため、前3項の規定に相当する契約条項を設ける等必要な措置を講じなければならない。

（事業者等への適切な対応）

第5条 職員は、事業者等と接する時は、公平かつ適正に行い、一部の事業者等が有利又は不利となるように取

り扱ってはならない。

- 2 職員は、これまで関わってきた発注事務により得た知識を正当な理由なく漏らしてはならない。
- 3 職員は、事業者等との応接にあたっては、適切な場所において、県民の疑惑や不信を招くことのないよう対応するものとする。
- 4 所属長は、建設工事等の発注事務を担当する課等の執務室について、秘密の漏えいの防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

(事業者等による不当な働きかけへの対応)

第6条 職員は、勤務時間の内外を問わず、事業者等からの不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合は、当該事業者等に対して、応じられない旨及び当該行為が繰り返されるときは三重県不当要求行為対策要綱に規定する不当要求行為として取り扱う旨を伝えなければならない。

- 2 職員は、不当な働きかけを繰り返す事業者等に対し、当該不当な働きかけについて記録し、当該記録が三重県情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となること、及び当該事業者等が入札参加資格業者である場合には資格（指名）停止措置となり得ることを説明するよう努めるものとする。
- 3 所属長は、当該不当な働きかけを受けた旨を関係する所属長に周知するとともに、三重県不当要求行為対策要綱に基づき対応するものとする。
- 4 不当な働きかけが、文書によらない要望等に関する取扱要領に規定する「一定の公職にある者等」により行われた場合には、同要領及びその運用に基づき報告するものとする。

(報告等)

第7条 職員は、発注事務に関し、他の職員が秘密漏えい、談合関与、賄賂授受、便宜供与を行っている等、この規程に抵触すると思料される事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに三重県職員等公益通報取扱要綱又は三重県教育委員会職員等公益通報取扱要綱に基づき報告するものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種(A・B類疾病)の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

令和6年3月26日

三重県知事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
前田 佳紀	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
秋山 稚裕	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
榊原 康平	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
田中 克浩	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
今川 篤紀	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
谷口 昴曙	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
青田 友希	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
牛田 英里	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
杉本 遼介	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
田口 菜	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
西 正	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
服部 小百合	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
神農 智也	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
王 佳昱	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
権藤 志陽	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11

嶋田	有利子	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
藤波	瑠実	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
山口	直樹	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
三浦	洋一	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
小高	紗季	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
溝口	真都	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
今井	寛	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
青木	一晃	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
矢守	昭太	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
矢藤	衿弥	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
殷	祥洙	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
玉田	達也	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
谷村	知繁	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
久留宮	隆	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
佐藤	芳邦	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
与那覇	靖	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
根岸	豊	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
春日部	こずえ	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
安田	和史	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
道端	肇	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
井上	昌俊	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
森垣	暁子	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
丸山	一男	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
杉浦	琢也	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
江崎	可絵	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
篠崎	隆裕	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
廣田	敦也	坂井橋クリニック	桑名市星川 1011-1
松岡	初文	松岡こどもクリニック	桑名市西別所 302
松岡	文弥	松岡こどもクリニック	桑名市西別所 302
松原	規佐子	松原クリニック	桑名市東方 143-8 桑名スイミング スクール 1 階
大須賀	浩二	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
伊藤	嘉規	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
岩田	健一	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
福田	悠人	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
舘	将也	青木内科	桑名市新西方 2-82
土井	梨枝	長島中央病院	桑名市長島町福吉 271
阿部	節	田中クリニック	桑名市梅園通 35-1
長谷川	潤	陽だまりの丘なかむら内科	桑名市陽だまりの丘 7-1510
加藤	友大	陽だまりの丘なかむら内科	桑名市陽だまりの丘 7-1510
野田	健太郎	のだ内科・リウマチ膠原病・訪問診療クリニック	桑名市赤尾 1344-3
大西	征司	のだ内科・リウマチ膠原病・訪問診療クリニック	桑名市赤尾 1344-3
湯浅	徹也	ゆあさ皮膚科	桑名市陽だまりの丘 7-1604
田中	匡介	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
岩城	利彦	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771

大矢知 真希	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
大久保 徳雄	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
菅沼 峻一郎	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
成瀬 兼人	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
西田 光希	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
森 裕介	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
吉川 諒	北勢病院	いなべ市北勢町麻生田 1525
山田 啓太	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
中村 雅也	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
中井 亨	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
二宮 千尋	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
南平 結衣	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
山本 篤志	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
伊藤 広登	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
今泉 梨花	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
岩井 寿樹	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
荻谷 望未	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
小林 諒也	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
高橋 吉彦	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
田中 皓大	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
徳井 麻綸佳	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
松本 航輝	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
荻野 仁志	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
篠田 真里	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
森本 雄貴	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
中村 健吾	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
伊藤 裕基	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
大橋 儒郁	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
金 英寛	すずらん診療所	四日市市日永 1-3-18
碓井 喜明	すずらん診療所	四日市市日永 1-3-18
中村 文明	すずらん診療所	四日市市日永 1-3-18
横井 良典	すずらん診療所	四日市市日永 1-3-18
西川 真太郎	いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749-37
大竹 耕平	いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749-37
坂野 晴彦	ばんの小児科	三重郡菰野町菰野 2268-5
坂野 公彦	ばんの小児科	三重郡菰野町菰野 2268-5
橋本 清	サンクリニック太陽の街	鈴鹿市中瀬古町 203-7
矢崎 晃	ゆめ在宅訪問クリニック	鈴鹿市中江島町 17-15 パレスビュ アⅡ102号
鷺山 雄三	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
戸田 早苗	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
金原 香織	松本クリニック	鈴鹿市南若松町 245
田之上 明子	村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10
月井 亮太	村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10
中西 道政	村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10

三輪	晴奈	白子クリニック小児科	鈴鹿市南江島町 6-17
平林	陽介	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
岡野	元彦	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
朝川	大暉	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
河野	由莉	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
田中	瑞季	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
竹野	成太郎	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
三田	遼太郎	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
賀川	賢	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
畑中	友秀	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
大内	祐介	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
舘	佳樹	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
小林	俊諒	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
豊田	純樹	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
藤田	到	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
大原	昂洋	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
喜多田	昂祐	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
筏井	勇斗	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
三谷	隆敦	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
持田	大輝	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
西原	瑞己	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
佐々木	拓	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
羽喰	英美	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
小林	裕康	こばやし内科・呼吸器内科クリニック	亀山市亀田町 380-4
高橋	英里	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
堀江	潤	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
伊藤	稔之	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
伊藤	道子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
伊藤	卓洋	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
家城	洋平	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
桐井	陽祐	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
山脇	正裕	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
秋山	雅裕	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
新貝	達	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
水谷	健佑	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
大森	拓	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
東	夏未	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
藤原	直人	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
服部	共樹	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
別府	剛志	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
北野	詳太郎	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
牧野	翠	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
毛利	元信	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
野瀬	賢治	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
鈴木	雅大	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174

高橋 大輔	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
乙部 裕	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
北村 亜紗	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
筏井 亮太	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
青木 優介	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
村松 賢	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
垂見 啓俊	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
大森 隆夫	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
有川 茂雄	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
安藤 流布人	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
伊藤 翔太	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
加藤 伊知郎	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
川口 瑛久	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
榊原 洸太	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
佐藤 雅也	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
野田 悠介	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
林 泰三	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
林 麻未	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
平山 亮太	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
前川 茉優	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
松岡 知也	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
水上 拓哉	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
宮原 健吉	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
山本 陽子	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
横山 由佳	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
辻浦 誠浩	三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック	津市羽所町 345 第 1 ビル 2F
菅田 健	三重病院	津市大里窪田町 357
有馬 智之	三重病院	津市大里窪田町 357
東 礼次郎	三重病院	津市大里窪田町 357
西田 敬弘	三重病院	津市大里窪田町 357
水谷 智子	水谷皮フ科クリニック	津市新町 3-6-22
鈴木 俊成	赤塚クリニック	津市芸濃町椋本 890-1
前川 直志	前川内科	津市垂水南浦 1425
中村 公一	中村整形外科皮フ科	津市半田 206-1
中村 文香	中村整形外科皮フ科	津市半田 206-1
前田 千夏	津ファミリークリニック	津市押加部町 16-46
日比 俊一	津生協病院	津市寿町 16-24
井岡 大義	津生協病院	津市寿町 16-24
李 由紀	津生協病院	津市寿町 16-24
田中 啓太	津生協病院	津市寿町 16-24
桑田 綾乃	津生協病院	津市寿町 16-24
西浦 樹理	津生協病院	津市寿町 16-24
宮本 憲	津生協病院	津市寿町 16-24
堀 南美	津生協病院	津市寿町 16-24
加藤 晶俊	津生協病院	津市寿町 16-24

田代 晴彦	津生協病院	津市寿町 16-24
堀内 功一	津生協病院	津市寿町 16-24
石倉 紀男	しおりの里クリニック	津市野田 2033-1
増田 英成	ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック	津市河芸町東千里 259-1
増田 和記	ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック	津市河芸町東千里 259-1
岩本 彰太郎	みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック	津市高茶屋小森町向山 1717-4
宮崎 智徳	みえ医療福祉生活協同組合高茶屋診療所	津市高茶屋 5-11-48
宮崎 景	みえ医療福祉生活協同組合高茶屋診療所	津市高茶屋 5-11-48
田中 壮一郎	井上内科病院	津市久居井戸山町 759
山本 初実	介護老人保健施設つつじの里	津市白山町二本木 1163
上垣内 隆文	丸の内在宅クリニック	津市西丸の内 5-9
野田 悦生	榑原温泉病院	津市榑原町 1033-4
谷口 美菜子	三重県立一志病院	津市白山町南家城 616
北出 卓	刀根クリニック	津市香良洲町 1875-1
尾崎 仁	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
赤塚 功	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
喜多 堅太郎	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
正見 勇太	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
武内 秀之	武内病院	津市一色町 215-1
黒部 美智子	武内病院	津市一色町 215-1
倉田 竜也	武内病院	津市一色町 215-1
南 信行	武内病院	津市一色町 215-1
藤本 美香	武内病院	津市一色町 215-1
伊藤 尚子	武内病院	津市一色町 215-1
小村 成臣	こむら胃腸内科	松阪市船江町 471-10
矢田 健一郎	まへのへた脳神経クリニック	松阪市駅部田町 752-1
篠原 浩二	花の丘病院	松阪市山室町 707-3
高橋 明子	高橋整形外科ちさと眼科	松阪市大口町 279-5
春木 あゆみ	松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2
櫻井 正樹	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
高嶋 祐布子	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
飯尾 滉太郎	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
加藤 憲司	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
川田 憲一	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
飯田 仁	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
雄谷 剛士	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
直田 浩明	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
星野 有	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
丸山 良夫	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
金子 昌史	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
小林 基之	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
杉浦 勝美	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
平野 玲奈	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
伊藤 成弘	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
網谷 謙	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102

佐藤 裕	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
堀 真梧	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
平松 大典	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
荻田 恭也	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
塩地 夏希	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
中邑 信一郎	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
松尾 宏	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
箱崎 浩一	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
宇野 拳太	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
山口 祐	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
鈴木 和貴	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
村嶋 佑美	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
谷口 健太郎	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
笹尾 亮太	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
池原 史明	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
岩本 崇史	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
江島 景美	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
榎本 尚助	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
小野 佳希	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
片岡 基	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
川喜田 美穂子	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
久瀬 真奈美	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
久保 和之	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
斉原 和志	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
澤井 孝一	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
千代延 和貴	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
辻 直哉	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
留奥 茉由子	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
西口 大和	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
林原 雄甫	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
平山 貴寛	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
藤岡 和輝	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
松原 聡彦	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
水谷 佳史	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
森定 雄	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
山口 慎太朗	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
山寄 一正	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
山本 雅人	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
西村 廣明	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
曾根 由人	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
小村 成臣	こむら胃腸内科	松阪市船江町 471-10
矢田 健一郎	まへのへた脳神経クリニック	松阪市駅部田町 752-1
篠原 浩二	花の丘病院	松阪市山室町 707-3
高橋 明子	高橋整形外科ちさと眼科	松阪市大口町 279-5
眞弓 克彦	大谷医院	松阪市川井町 2711

香名 邦夫	老人保健施設さくらんぼ	松阪市飯南町粥見 5471-18
高橋 雄	済生会明和病院	多気郡明和町上野 435
加納 誠士	三重ハートセンター	多気郡明和町大淀 2227-1
那須 賢哉	三重ハートセンター	多気郡明和町大淀 2227-1
國友 祐希	三重ハートセンター	多気郡明和町大淀 2227-1
中村 伸太郎	なかむらクリニック	伊勢市一之木 4丁目 1-41
大阪 優	伊勢ひかり病院	伊勢市御薊町高向 810-1
濱岡 志麻	伊勢ひかり病院	伊勢市御薊町高向 810-1
鈴木 まき	外宮の杜クリニック	伊勢市岡本 3-14-17
中嶋 智加	伊勢田中病院	伊勢市大世古 4-6-47
蜂矢 健介	はね小児科医院	鳥羽市大明西町 3-20
武井 英之	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鵜方 1257
牧野 祥典	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鵜方 1257
丸井 伸行	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鵜方 1257
芝原 拓真	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鵜方 1257
後藤 大基	町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越 2545
田中 翔太	たなかファミリークリニック	名張市つつじが丘北 5-30
大森 直美	はしもと総合診療クリニック	名張市蔵持町里 3258-2
松岡 伸英	はしもと総合診療クリニック	名張市蔵持町里 3258-2
武田 和哉	武田産婦人科	名張市鴻之台 1-144
谷浦 光一	夢眠クリニック名張	名張市東町 1901-1
笹本 浩平	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
今井 雄一郎	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
杉本 崇宰	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
中島 健太	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
大井 正貴	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
渡辺 修洋	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
櫻井 洋至	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
長谷川 貴栄	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
肥後 洋祐	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
片岡 瑛子	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
岡本 圭伍	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
角 宏明	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
山下 修人	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
平田 智也	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
武内 祐史郎	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
乙田 愛実	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
栗山 直久	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
三羽 晃平	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
塩谷 拓也	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
清水 理江	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
千葉 真人	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
出口 峻大	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
問山 裕二	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
中尾 慎一	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1

中村 直子	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
名藤 佑真	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
藤井 光英	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
山口 遼	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
山脇 佳奈	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
横山 翔一	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
幸治 隆文	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
小倉 正臣	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
増田 考祐	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
西岡 駿	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
山崎 弘喜	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
岡田 みいな	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
平本 拓也	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
西峯 朋加	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
渋谷 紘隆	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
内山 耀	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
小松原 春奈	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
多田 智子	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
長野 公昭	長野内科小児科	尾鷲市大滝町 10-9
長野 曜子	長野内科小児科	尾鷲市大滝町 10-9
宇陀 数真	第一病院	北牟婁郡紀北町上里 225-8
佐治 木萌	熊野病院	熊野市久生屋町 868
原田 哲朗	原田医院	熊野市木本町 123
渡辺 淳	五郷診療所	熊野市五郷町寺谷 1065-1
鈴木 孝明	介護老人保健施設きなん苑	南牟婁郡御浜町阿田和 117
阪口 亮平	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
須藤 直樹	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
牧野 宏俊	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
松井 千瑛	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
伊藤 大介	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
古城 菜摘	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
池田 昂平	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
水元 千尋	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
河俣 真由	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
柴 厚輔	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
間瀬 陽子	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
植地 南月	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
久保 朗子	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
堀 晃二	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
小松原 春菜	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
説田 守仁	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種のうち同法第 2 条第 3 項に規定する B 類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
岩田 力	青木記念病院 桑名市中央町 5-7
西崎 詩織	青木記念病院 桑名市中央町 5-7
深見 正弥	青木記念病院 桑名市中央町 5-7
荻須 智之	青木記念病院 桑名市中央町 5-7
近藤 友喜	青木記念病院 桑名市中央町 5-7
水野 秀朗	青木記念病院 桑名市中央町 5-7
城山 隆	多度あやめ病院 桑名市多度町柚井 1702
廣瀬 未来	大桑クリニック 桑名市多度町柚井 132
山守 越子	大桑クリニック 桑名市多度町柚井 132
三和 敏夫	東新クリニック 桑名市江場 20
石本 明香里	ウエルネス医療クリニック 桑名市新西方 3-218
中井 富夫	くわな健康クリニック 桑名市中央町 3-23
松本 崇宏	大仲さつき病院 員弁郡東員町穴太 2000
竹内 大輔	大仲さつき病院 員弁郡東員町穴太 2000
野村 郁雄	東員病院 員弁郡東員町穴太 2400
曾田 光彦	ひまわりクリニック 三重郡菰野町大字菰野 2255-1 p c o c o m o n o 2F
江崎 雄也	菰野厚生病院 三重郡菰野町福村 75
森川 敏治	菰野厚生病院 三重郡菰野町福村 75
竹内 真希	さくらの森眼科 鈴鹿市岸岡町 3390
星野 優	スターフィールドクリニック鈴鹿 鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F
山本 大貴	スターフィールドクリニック鈴鹿 鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F
岩佐 紘	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
小野 亮佑	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
上林 嘉孝	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
長谷川 高秀	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
長谷川 亜里	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
穂積 健太	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
野口 魁斗	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
町田 博文	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
堅田 貴大	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
久保 充彦	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
上中 一泰	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
宮武 秀匡	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
山村 仁詩	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
竹田 啓	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
古橋 一樹	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
荒木 賢	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
佐々木 豪	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
杉岡 直弥	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
西口 晴菜	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174

中村	洋輔	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
田中	隆光	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
藤原	野須子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
岡崎	貴大	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
荒木	里香	三重病院	津市大里窪田町 357
田島	和洋	津かじわらクリニック	津市鳥居町 278-6
梶原	進也	津かじわらクリニック	津市鳥居町 278-6
後藤	幹伸	津ごとう整形外科クリニック	津市河芸町東千里 110-1
出口	月雄	津介護老人保健施設シルバークエア豊壽園	津市高茶屋小森上野町野田 737
小坂	聡哉	津生協病院	津市寿町 16-24
田中	久雄	津生協病院	津市寿町 16-24
宮田	智仁	津生協病院	津市寿町 16-24
林	友信	津生協病院	津市寿町 16-24
川崎	正教	津生協病院	津市寿町 16-24
山本	仁志	津生協病院	津市寿町 16-24
竹尾	かおり	津生協病院	津市寿町 16-24
中野	正範	津生協病院	津市寿町 16-24
亀井	貴美	津生協病院	津市寿町 16-24
吉川	真史	津生協病院	津市寿町 16-24
山本	玲	津生協病院	津市寿町 16-24
安田	知重	津生協病院	津市寿町 16-24
辻井	雅也	つじい整形外科・手の外科クリニック	津市一身田町 485-1
中井	康雄	なかい皮フ科クリニック	津市河芸町一色 55-1
中井	智絵	なかい皮フ科クリニック	津市河芸町一色 55-1
平沼	修	井上内科病院	津市久居井戸山町 759
中崎	隆弘	遠山病院	津市南新町 17-22
荘司	邦夫	介護老人保健施設つつじの里	津市白山町二本木 1163
山崎	順彦	介護老人保健施設ロマン	津市芸濃町椋本 6176
樋口	宗史	榊原白鳳病院	津市榊原町 5630
下野	高太郎	榊原病院	津市榊原町 777
藪	泰宜	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
岩佐	賢一	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
田村	猛	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
中島	弘喜	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
武内	操	武内病院	津市一色町 215-1
近藤	朋子	武内病院	津市一色町 215-1
塚田	哲也	武内病院	津市一色町 215-1
今井	翔一	いおうじ応急クリニック	松阪市久保町 1925
松波	山水	いおうじ応急クリニック	松阪市久保町 1925
北川	泰佑	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
田中	譲	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
岡本	堯	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
金丸	英樹	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
留奥	賢	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
松井	勇人	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6

山口	亜友	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
菅野	宏明	松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2
高柴	義之	松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2
藤本	脩平	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
加納	収	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
雁瀬	敦彦	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
城西	勇希	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
田中	彩華	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
西脇	亮	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
蓮見	伊織	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
蒔田	直大	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
松浦	信太	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
山岸	直暉	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
山田	淳一	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
米本	尚隆	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
服部	秀則	南勢病院	松阪市山室町 2275
前田	百合香	南勢病院	松阪市山室町 2275
松浦	友里恵	南勢病院	松阪市山室町 2275
富本	秀和	済生会明和病院	多気郡明和町上野 435
中野	咲子	済生会明和病院	多気郡明和町上野 435
清水	武	大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬 663-2
浜地	真美子	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
榊原	卓	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
澤邊	太郎	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
パナソニック	賢一	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
中尾	賢一	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
佐藤	祐一	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
只左	直也	桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2-7-16
佐藤	真歩	寺田病院	名張市夏見 3260-1
板野	明子	寺田病院	名張市夏見 3260-1
中西	康博	中西内科医院	名張市桔梗が丘 3-3-5
布目	貴康	ぬのめ眼科	伊賀市服部町 1172-5
岡田	幸法	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
中林	孝夫	信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町 2888
前田	喜徳	信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町 2888
木村	豪	信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町 2888
川原田	嘉文	特別養護老人ホーム「いがの里」	伊賀市愛田 550
森	洋樹	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
森	睦貴	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
奥西	有希	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
浜口	幸大	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
中村	俊太	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
鈴木	寛人	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
田島	祐	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種の実施に関し県内全市長に協力する旨を承諾した医師の承諾が撤回されましたので公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
鈴木 敦詞	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
竹内 圭介	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
増地 裕	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
小原 幹隆	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
松田 直	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
佐藤 梨枝	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
唐澤 宗稔	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
立衿 良崇	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
竹内 秀和	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
岩城 利彦	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
久瀬 弘	久瀬クリニック 桑名市東方字打上田 232
風間 信吾	大桑クリニック 桑名市多度町柚井 132
木村 俊哉	菰野厚生病院 三重郡菰野町福村 75
永井 隆	菰野厚生病院 三重郡菰野町福村 75
大内 由雄	おおうち内科 津市羽所町 345 第一ビル 2F
永田 光英	ながたレディースクリニック 津市藤方 150
竹田 奨	三重県立こころの医療センター 津市城山 1-12-1
西 佑記	三重県立こころの医療センター 津市城山 1-12-1
前田 佐知	三重県立こころの医療センター 津市城山 1-12-1
坂元 士月	みえ医療福祉生活協同組合高茶屋診療所 津市高茶屋 5-11-48
山崎 順彦	ルミナスクリニック 津市安濃町曾根 833-6
中森 亮介	井上内科病院 津市久居井戸山町 759
富田 将司	永井病院 津市西丸之内 29-29
金森 春佳	遠山病院 津市南新町 17-22
梅田 一清	介護老人保健施設あのを 津市安濃町東観音寺 353
荒岡 保郎	介護老人保健施設トマト 津市殿村 860-2
藤田 謹司	介護老人保健施設ロマン 津市芸濃町棕本 6176
蒔田 晶子	久居病院 津市戸木町 5043
澤田 啓司	高田福祉事業協会附属診療所 津市大里野田町 1124-1
後藤 幹伸	榊原温泉病院 津市榊原町 1033-4
三井 貞三	三井整形外科 津市雲出本郷町 1400-1
小畑 精一郎	三重県立こころの医療センター 津市城山 1-12-1
濱本 妙子	三重県立こころの医療センター 津市城山 1-12-1
黒田 真里奈	三重県立一志病院 津市白山町南家城 616
中藤 大輔	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
福山 曜	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
米野 翔太	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
玉田 達也	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
矢合 哲士	三重中央医療センター 津市久居明神町 2158-5
武内 祐史郎	三重中央医療センター 津市久居明神町 2158-5

山口	恭平	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
日下	直子	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
山本	和歌子	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
塩野	愛	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
山田	冬樹	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
津田	宗継	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
鈴木	諒治	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
岡田	拓也	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
神谷	雄作	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
森川	好香	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
岩中	宗一	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
加藤	麻耶	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
賀川	賢	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
中本	牧子	三重病院	津市大里窪田町 357
浜田	佳奈	三重病院	津市大里窪田町 357
重盛	恒彦	若葉病院	津市南中央 28-13
和田	潔人	千里クリニック	津市河芸町東千里 6-1
旭	晋	津介護老人保健施設シルバーケア 豊壽園	津市高茶屋小森上野町字野田 737
伊藤	拓也	刀根クリニック	津市香良洲町 1875-1
岡本	さやか	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
竹中	楽	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
西脇	大雅	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
牧野	稜	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
杉山	由夏	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
福島	立盛	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
村上	尚	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
浦和	昌史	豊里クリニック	津市豊が丘 2-46-3
長野	由佳	榊原白鳳病院	津市榊原町 5630
佐野	實	第二岩崎病院	津市一身田町 387
近藤	弘	近藤内科	鳥羽市安楽島町 1325-15
古森	俊輔	こもりクリニック	名張市つつじが丘北 5-30
須藤	京子	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
河合	寿裕	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
黒淵	源之	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
近藤	誠吾	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
坪内	優宜	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
御前	秀和	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
中村	卓	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
藤野	智大	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
榊田	慎一	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
生駒	興平	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
崔	仁哲	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
永田	卓也	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
水元	啓太郎	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
美波	直岐	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734

大賀 天弘	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
徳田 憲晃	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
前阪 郁賢	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
小川 由起子	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高郷井土地改良区(津市高茶屋三丁目25-6)の定款の変更を認可しました。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

大台土地改良区(多気郡大台町佐原750番地)

退任理事

多気郡大台町天ヶ瀬 198 番地	南 岩 男
〃 〃 栗谷 688 番地 2	前 田 晃 典
〃 〃 上真手 463 番地	小 椋 芳 幸
〃 〃 菌 282 番地 1	出 口 好 信
〃 〃 清滝 884 番地	角 谷 主 税

退任監事

多気郡大台町菌 219 番地	谷 正 行
----------------	-------

就任理事

多気郡大台町天ヶ瀬 198 番地	南 岩 男
〃 〃 栗谷 688 番地 2	前 田 晃 典
〃 〃 上真手 463 番地	小 椋 芳 幸
〃 〃 菌 282 番地 1	出 口 好 信
〃 〃 清滝 884 番地	角 谷 主 税

就任監事

多気郡大台町菌 219 番地	谷 正 行
----------------	-------

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定試験(前期試験)の実施について次のとおり公示します。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 技能検定の実施職種(作業名)、等級区分及び実施期日
別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料及び実施場所
 - (1) 受検手数料
三重県手数料条例(平成12年三重県条例第4号)に規定する額
 - (2) 実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
令和6年4月3日(水)から同月16日(火)まで(土曜日及び日曜日は除きます。)受付を行います。
ただし、郵送による場合は、令和6年4月9日(火)の消印まで有効です。

(2) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書
- イ 受検手数料
- ウ 本人確認書類
- エ 減免の証明書（実技試験受検手数料の減免を受けようとする者）
- オ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）

(3) 提出場所

三重県職業能力開発協会
 所在地 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階
 電話 059-228-2732

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
- エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- オ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
- カ 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

5 合格の発表

- (1) 3級（金属熱処理職種を除く）
令和6年8月30日（金）
- (2) 1級、2級、3級（金属熱処理職種のみ）及び単一等級
令和6年10月4日（金）

6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会
 電話 059-228-2732

(別表) 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日

実施職種名	作業名	等級	実施期日	
			学科試験	実技試験
園芸装飾	室内園芸装飾	3級	令和6年7月14日（日）	令和6年6月6日（木）から同年8月11日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
造園	造園工事	3級		
機械加工	普通旋盤	3級		
	フライス盤			
	平面研削盤			
	数値制御旋盤			
マシニングセンタ				
工場板金	曲げ板金	3級		
仕上げ	機械組立仕上げ	3級		
電子機器組立て	電子機器組立て	3級		
フラワー装飾	フラワー装飾	3級		
機械検査	機械検査	3級		
シーケンス制御	シーケンス制御	3級		
建築大工	大工工事	3級		
造園	造園工事	1、2級	令和6年8月18日（日）	令和6年6月6日（木）から同年9月8日（日）までの間にお
金属熱処理	一般熱処理	1、2、3級		

	浸炭・浸炭窒化・窒化処理			いて、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス	1、2級		
産業車両整備	産業車両整備	1、2級		
プラスチック成形	射出成形	1、2級		
	真空成形			
とび	とび	1、2級		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事	1、2級		
	アクリルゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			
	F R P防水工事			
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事			
サッシ施工	ビル用サッシ施工	1、2級		
塗装	建築塗装	1、2級		
	金属塗装			
	噴霧塗装			
産業洗浄	高圧洗浄	単一等級		
機械加工	普通旋盤	1、2級	令和6年8月25日(日)	
	フライス盤			
	平面研削盤			
	円筒研削盤			
	ホブ盤			
	数値制御旋盤			
	数値制御フライス盤			
	マシニングセンタ			
鉄工	構造物鉄工	1、2級		
めっき	電気めっき	1、2級		
	溶融亜鉛めっき			
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	1、2級		
電子機器組立て	電子機器組立て	1、2級		
建設機械整備	建設機械整備	1、2級		
家具製作	家具手加工	1、2級		
建具製作	木製建具手加工	1、2級		
左官	左官	1、2級		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	1、2級		
	鋼製下地工事			
	ボード仕上げ工事			
	化粧フィルム工事			
園芸装飾	室内園芸装飾	1、2級	令和6年9月1日(日)	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	1、2級		
非接触除去加工	数値制御彫り放電加工	1、2級		

いて、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日

令和6年6月6日(木)から同年9月8日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日

令和6年6月6日(木)から同年9月8日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能

	ワイヤ放電加工		検定受検申請者に対し別途通知する日
	レーザー加工		
建築板金	内外装板金	1、2級	
工場板金	曲げ板金	1、2級	
仕上げ	治工具仕上げ	1、2級	
	金型仕上げ		
	機械組立仕上げ		
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	1、2級	
電気機器組立て	変圧器組立て	1、2級	
	配電盤・制御盤組立て		
石材施工	石張り	1、2級	
タイル張り	タイル張り	1、2級	
表装	壁装	1、2級	
フラワー装飾	フラワー装飾	1、2級	
塗料調色	調色	単一等級	

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験（随時試験）の実施について次のとおり公示します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）及び等級区分別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料、実施期日及び実施場所
 - (1) 受検手数料
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）に規定する額
 - (2) 実施期日及び実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日及び場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
受検申請は随時、受付を実施します。
ただし、三重県職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けません。
 - (2) 提出書類等
ア 技能検定受検申請書
イ 受検手数料
ウ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）
 - (3) 提出場所
三重県職業能力開発協会
所在地 津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階
電話 059-228-2732
 - (4) 受検申請に関する注意
ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
イ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
ウ 受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。
- 5 合格の発表
合格発表は随時実施します。
- 6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会

電話 059-228-2732

(別表) 実施職種(作業名)及び等級区分

実施職種名	作業名	等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	随時3級、基礎級
	ロータリー式さく井工事作業	随時3級、基礎級
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	随時3級、基礎級
	非鉄金属鋳物鋳造作業	随時3級、基礎級
鍛造	ハンマ型鍛造作業	随時3級、基礎級
	プレス型鍛造作業	随時3級、基礎級
機械加工	普通旋盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	数値制御旋盤作業	随時3級、基礎級
	フライス盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	マシニングセンタ作業	随時3級、基礎級
金属プレス加工	金属プレス作業	随時2級、随時3級、基礎級
鉄工	構造物鉄工作業	随時3級、基礎級
建築板金	内外装板金作業	随時3級、基礎級
	ダクト板金作業	随時3級、基礎級
工場板金	機械板金作業	随時2級、随時3級、基礎級
めっき	電気めっき作業	随時3級、基礎級
	溶融亜鉛めっき作業	随時2級、随時3級、基礎級
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随時3級、基礎級
仕上げ	治工具仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	金型仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	機械組立仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
機械検査	機械検査作業	随時2級、随時3級、基礎級
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
	コールドチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随時3級、基礎級
	変圧器組立て作業	随時3級、基礎級
	配電盤・制御盤組立て作業	随時3級、基礎級
	開閉制御器具組立て作業	随時3級、基礎級
	回転電機巻線製作作業	随時3級、基礎級
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プリント配線板製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	随時2級、随時3級、基礎級
染色	糸浸染作業	随時3級、基礎級
	織物・ニット浸染作業	随時3級、基礎級
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	随時3級、基礎級
	靴下製造作業	随時3級、基礎級
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	随時2級、随時3級、基礎級
紳士服製造	紳士既製服製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
寝具製作	寝具製作作業	随時3級、基礎級
帆布製品製造	帆布製品製造作業	随時3級、基礎級

布はく縫製	ワイシャツ製造作業	随時3級、基礎級
家具製作	家具手加工作業	随時3級、基礎級
建具製作	木製建具手加工作業	随時3級、基礎級
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	随時3級、基礎級
	印刷箱製箱作業	随時3級、基礎級
	貼箱製造作業	随時3級、基礎級
	段ボール箱製造作業	随時3級、基礎級
印刷	オフセット印刷作業	随時3級、基礎級
製本	製本作業	随時3級、基礎級
プラスチック成形	圧縮成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	射出成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	インフレーション成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	ブロー成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	随時3級、基礎級
石材施工	石材加工作業	随時3級、基礎級
	石張り作業	随時3級、基礎級
パン製造	パン製造作業	随時3級、基礎級
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	随時3級、基礎級
建築大工	大工工事作業	随時3級、基礎級
かわらぶき	かわらぶき作業	随時3級、基礎級
とび	とび作業	随時3級、基礎級
左官	左官作業	随時3級、基礎級
築炉	築炉作業	随時3級、基礎級
タイル張り	タイル張り作業	随時2級、随時3級、基礎級
配管	建築配管作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プラント配管作業	随時3級、基礎級
型枠施工	型枠工事作業	随時3級、基礎級
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
防水施工	シーリング防水工事作業	随時3級、基礎級
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーペット系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	鋼製下地工事作業	随時3級、基礎級
	ボード仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーテン工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	随時3級、基礎級
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	随時3級、基礎級
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
表装	壁装作業	随時3級、基礎級
塗装	建築塗装作業	随時3級、基礎級
	金属塗装作業	随時3級、基礎級
	鋼橋塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
	噴霧塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級

工業包装	工業包装作業	随時2級、随時3級、基礎級
------	--------	---------------

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県市町総合事務組合管理者から通知がありました。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間
令和6年3月8日から令和7年6月30日まで
- 3 作業地域
三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年2月29日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市安濃町内多、同市安濃町太田及び同市安濃町曾根

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告します。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがあります。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日
三重県知事許可 （般-2）第024133号	株式会社暮らしの 設計社	福地 英昭	津市久居緑が丘町一丁目23番地18	令和2年 7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画事業の種類及び名称
桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道事業
北勢沿岸流域下水道（北部処理区）
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
三重県四日市市新正4-21-5
北勢流域下水道事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 3 月 7 日	員弁郡東員町大字穴太字萱場 1561-2 及び 1561-3	四日市市大字末永 1059-1 プロミネント四日市 105 田口 真由美
令和 6 年 3 月 12 日	員弁郡東員町大字鳥取字元鳥取 838-2 ほか 1 筆	桑名市新西方 5 丁目 381 株式会社 K Y K 代表取締役 川井 幸三

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 26 日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

- 1 特定役務の名称 令和 5～8 年度 三重県立こころの医療センター清掃業務委託
- 2 担当部局 三重県津市城山 1 丁目 12 番 1 号
三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課
- 3 落札者決定日 令和 6 年 2 月 26 日
- 4 落札者 三重県津市北丸之内 191 番地
中部商事株式会社 代表取締役 川治 友和
- 5 落札金額 入札価格 150,546,000 円
契約金額 165,600,600 円
- 6 決定手続 総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日 令和 5 年 12 月 22 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
